

第 号議案

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の件
神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
神戸市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信技術を利用する方法による手続等）</u></p> <p>第34条 法第74条に規定する届出、提出、通知、交付、縦覧又は閲覧（以下「手続等」という。）について<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定により電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子</u></p>	

計算機とを電気通信回線で接続した
電子情報処理組織をいう。)を使用
する方法その他の情報通信の技術を
利用する方法により行う場合におい
て必要な事項は、規則で定める。

第35条～第41条 [略]

第34条～第40条 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

情報通信技術を利用する方法による手続等に関して、必要な事項を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。